



# 埼玉県報

第 2 4 8 4 号  
平成 2 5 年 4 月 1 6 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [包括外部監査契約に関する告示\(改革推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示\(人事課\)](#)
- [埼玉県文書管理、財務・旅費システムソフトウェアの賃貸借に関する入札告示\(総務事務センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [電子機器及び電算サービスの提供業務\(生活保護受給者チャレンジ支援事業\)に関する落札者等の公示\(社会福祉課\)](#)
- [見沼代用水土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [指扇北土地改良区の役員就退任届\(さいたま農林振興センター\)](#)
- [青毛堀用悪水路土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [川口都市計画都市再開発の方針の変更\(市街地整備課\)](#)
- [川口都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更\(住宅課\)](#)
- [幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更\(住宅課\)](#)
- [蓮田都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更\(住宅課\)](#)
- [建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度6月・7月分\)の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [平成24年度埼玉県議会情報公開の実施状況\(政策調査課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)における選挙会の日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(北第1区\)における選挙会の参観人員の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第五百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 契約の相手方の氏名及び住所

佐久間 仁 志

埼玉県川越市岸町二丁目二十八番地十二（ルミエールA棟二〇一号室）

二 契約の期間の始期

平成二十五年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

概算払

## 告 示

埼玉県告示第五百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年四月八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぷりずむ

三 代表者の氏名

柴田 弘子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市宮戸四丁目五番三十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、知的に障害のある方々に対し、住み慣れた地域で社会の一員として地域の人たちと共に生活し、社会的自立の助長を図り、普通に暮らせる場や、一般地域の方々とふれあいながら余暇を過ごせる場を提供し、もって地域の障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第五百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年三月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人さやま後見ネット
- 三 代表者の氏名  
中山 美喜子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市狭山台二丁目八番地の二十
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に埼玉県内の高齢者及び障がい者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業等を行い、高齢者及び障がい者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第五百一十一号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月十六日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十五年四月十六日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

表を次のように改める。

| 年齢階層        | 最低限度額  | 最高限度額   |
|-------------|--------|---------|
| 二十歳未満       | 四、五〇三円 | 一一、九三五円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 五、〇〇七円 | 一二、九三五円 |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 五、六一八円 | 一三、六三四円 |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 六、一一二円 | 一六、一三〇円 |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 六、五二七円 | 一八、五三五円 |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 六、七四一円 | 二一、九一一円 |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 六、八六一円 | 二四、四五五円 |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 六、四七九円 | 二四、九九五円 |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 五、八一一元 | 二三、一七一円 |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 四、六八三円 | 一九、八一六円 |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 三、九五〇円 | 一四、三七六円 |
| 七十歳以上       | 三、九五〇円 | 一一、九三五円 |

# 告示

埼玉県告示第五百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県文書管理、財務・旅費システムソフトウェアの賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から平成30年12月31日(月)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 宮寺、京谷 電話048-830-2377（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月13日（木）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年6月12日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成25年6月13日（木）午前11時

なお、開札への立会いは、不要とする。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、



免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年5月15日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年5月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Leasing of Computer Software for the Saitama Prefectural Document Management, Financial Accounting, and Official Travel Expense Systems

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 a.m., June 13, 2013

By Registered Mail: 5:00 p.m., June 12, 2013

(3) Contact Information:

Financial Accounting, and Official Travel Expense Systems Group

Computerized Administrative Center

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Ph. 048-830-2377

## 告 示

埼玉県告示第五百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年三月十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 S P O R T S & L I F E O N E P I E C E

三 代表者の氏名

河 井 英 明

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市松江三丁目三番二十七号

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民・障がい児・障がい者を対象に体操教室・スポーツイベント・クラブ活動に関する事業を行い、発達保障、社会的自立を保障するとともに、障がい児・者と一般市民との交流と相互理解を促進し、地域と地域社会の向上に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第五百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
電子機器及び電算サービスの提供業務（生活保護受給者チャレンジ支援事業）  
一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県福祉部社会福祉課保護担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5丁目29番11号
- 5 落札金額  
41,789,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年1月22日

# 告示

## 埼玉県告示第五百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、見沼代用土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

| 職名 | 氏名     | 住所                   |
|----|--------|----------------------|
| 理事 | 根岸 凱   | 埼玉県羽生市大字下新郷千二百九十九番地  |
| 同  | 平社 輝男  | 行田市大字下須戸千四百五十二番地一    |
| 同  | 長島 勝弥  | 同 須加百十番地三            |
| 同  | 北岡 一   | 同 荒木三千五百七十番地         |
| 同  | 川島 倉藏  | 加須市平永六百二十二番地一        |
| 同  | 尾島 孝夫  | 同 水深八百八十七番地          |
| 同  | 正能 輝夫  | 同 戸崎二百三番地            |
| 同  | 坂本 光義  | 同 外田ヶ谷七百十九番地一        |
| 同  | 瀬田 正夫  | 久喜市六万部十四番地           |
| 同  | 坪井 茂   | 同 菖蒲町三箇千五百七十五番地      |
| 同  | 小島 卓   | 白岡市高岩千二百九十八番地        |
| 同  | 富田 榮一  | 南埼玉郡宮代町字中島三百九十四番地    |
| 同  | 野口 久作  | 越谷市七左町七丁目二百九十七番地一    |
| 同  | 石井 平夫  | 蓮田市大字高虫三百八十五番地       |
| 同  | 大熊 長四郎 | さいたま市見沼区大字丸ヶ崎二千二十四番地 |
| 同  | 増田 豊   | 同 緑区大字間宮六百七十四番地      |
| 同  | 赤沼 照男  | 川口市大字久左衛門新田十七番地      |
| 同  | 工藤 正司  | 行田市谷郷三丁目七番十七号        |
| 同  | 田中 暄二  | 久喜市久喜東一丁目十三番十七号      |
| 同  | 清水 勇人  | さいたま市見沼区堀崎町九百七十五番地十一 |
| 同  | 岡村 幸四郎 | 川口市大字東内野五百二十八番地の十    |
| 監事 | 藤井 久清  | 加須市鴻荃二千百四番地          |
| 同  | 長谷川 弘志 | 同 平永四百四十七番地一         |
| 同  | 齋藤 大丈夫 | 久喜市江面七百四十二番地         |
| 同  | 綱島 通弘  | さいたま市緑区芝原二丁目十七番地五    |

二 退任

| 職名 | 氏名       | 住所                     |
|----|----------|------------------------|
| 理事 | 根岸 凱     | 埼玉県羽生市大字下新郷千二百九十九番地    |
| 同  | 小林 宏 价   | 同 行田市大字斎条三百二番地一        |
| 同  | 北岡 一     | 同 同 荒木三千五百七十番地         |
| 同  | 尾島 孝 夫   | 加須市水深八百八十七番地           |
| 同  | 若旅 英 雄   | 同 平永六百五十七番地一           |
| 同  | 正能 輝 夫   | 同 戸崎二百三番地              |
| 同  | 坂本 光 義   | 同 外田ヶ谷七百十九番地一          |
| 同  | 齋藤 大 丈 夫 | 同 久喜市江面七百四十二番地         |
| 同  | 小島 卓     | 同 白岡市高岩千二百九十八番地        |
| 同  | 中村 克 己   | 同 南埼玉郡宮代町百間一丁目一番四十四号   |
| 同  | 野口 久 作   | 同 越谷市七左町七丁目二百九十七番地一    |
| 同  | 星野 幸 太 郎 | 同 上尾市大字瓦葺千二百七十三番地      |
| 同  | 猪原 莊 一   | 同 さいたま市見沼区大字東宮下七百八十八番地 |
| 同  | 増田 豊     | 同 緑区大字間宮六百七十四番地        |
| 同  | 赤沼 照 男   | 同 川口市大字久左衛門新田十七番地      |
| 同  | 工藤 正 司   | 同 行田市谷郷三丁目七番十七号        |
| 同  | 田中 暄 二   | 同 久喜市久喜東一丁目十三番十七号      |
| 同  | 相川 宗 一   | 同 さいたま市浦和区岸町七丁目二番一号    |
| 同  | 岡村 幸 四 郎 | 同 川口市大字東内野五百二十八番地の十    |
| 監事 | 藤井 久 清   | 同 加須市鴻荃二千百四番地          |
| 同  | 長谷川 弘 志  | 同 平永四百四十七番地一           |
| 同  | 吉田 勝 信   | 同 蓮田市蓮田四丁目三十番地         |
| 同  | 綱島 通 弘   | 同 さいたま市緑区芝原二丁目十七番地五    |

# 告示

埼玉県告示第五百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、指扇北土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

| 職名 | 氏名    | 住所                     |
|----|-------|------------------------|
| 理事 | 石井友一  | 埼玉県さいたま市西区宮前町千八百二十一番地二 |
| 同  | 片岡良夫  | 同 大字清河寺千六十番地           |
| 同  | 金子裕治  | 同 三橋六丁目千三百六十九番地        |
| 同  | 黒田安正  | 同 同 五丁目八百八十六番地         |
| 同  | 齋藤重則  | 同 大字清河寺千二十九番地          |
| 同  | 齋藤茂   | 同 同 千三十一番地             |
| 同  | 関根克信  | 同 同 高木千三百八十八番地         |
| 同  | 関根忠泰  | 同 同 同 千三百七十四番地一        |
| 同  | 高野茂子  | 同 同 同 千二百六十八番地         |
| 同  | 高野雅好  | 同 同 同 千七百番地            |
| 同  | 長澤章   | 同 同 同 千三百五十三番地         |
| 同  | 長澤勲夫  | 同 同 同 千三百八十三番地         |
| 同  | 細田朝司  | 同 同 同 千七百八十二番地一        |
| 同  | 細田富夫  | 同 同 同 千六百七十五番地         |
| 同  | 細田勝   | 同 同 同 千七百六十番地          |
| 同  | 増永幸三  | 同 同 同 清河寺千九十五番地        |
| 同  | 和久津昭夫 | 同 同 同 高木千七百八十八番地       |
| 同  | 和久津正一 | 同 同 同 同 千八百十五番地        |
| 同  | 和久津清次 | 同 同 同 清河寺千二十五番地一二      |
| 同  | 和久津重明 | 同 同 同 同 千六番地           |
| 監事 | 遠藤彦男  | 同 同 同 中釘七百七番地          |
| 同  | 関根康   | 同 同 同 高木千三百四十五番地二      |
| 同  | 和久津一夫 | 同 同 同 清河寺九百八十九番地       |

## 二 退任

職名 氏名 住所



|            |             |         |        |            |           |            |           |           |            |             |            |            |         |            |             |            |          |             |              |                 |              |                |
|------------|-------------|---------|--------|------------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|-------------|------------|------------|---------|------------|-------------|------------|----------|-------------|--------------|-----------------|--------------|----------------|
| 同          | 同           | 監事      | 同      | 同          | 同         | 同          | 同         | 同         | 同          | 同           | 同          | 同          | 同       | 同          | 同           | 同          | 同        | 同           | 同            | 同               | 理事           |                |
| 和久津        | 関根          | 遠藤      | 和久津    | 和久津        | 和久津       | 和久津        | 増永        | 細田        | 細田         | 細田          | 長澤         | 長澤         | 高野      | 高野         | 関根          | 関根         | 齋藤       | 齋藤          | 黒田           | 金子              | 片岡           | 石井             |
| 一夫         | 康           | 彦男      | 重明     | 清次         | 正一        | 昭夫         | 幸三        | 勝         | 富夫         | 朝司          | 勲夫         | 章          | 雅好      | 茂子         | 忠泰          | 克信         | 茂        | 重則          | 安正           | 裕治              | 良夫           | 友一             |
| 同          | 同           | 同       | 同      | 同          | 同         | 同          | 同         | 同         | 同          | 同           | 同          | 同          | 同       | 同          | 同           | 同          | 同        | 同           | 同            | 同               | 同            | 同              |
| 同          | 同           | 同       | 同      | 同          | 同         | 同          | 同         | 同         | 同          | 同           | 同          | 同          | 同       | 同          | 同           | 同          | 同        | 同           | 同            | 同               | 同            | 同              |
| 同          | 同           | 同       | 同      | 同          | 同         | 同          | 同         | 同         | 同          | 同           | 同          | 同          | 同       | 同          | 同           | 同          | 同        | 同           | 同            | 同               | 同            | 同              |
| 清河寺九百八十九番地 | 高木千三百四十五番地二 | 中釘七百七番地 | 同 千六番地 | 清河寺千二十五番地一 | 同 千八百十五番地 | 高木千七百八十八番地 | 清河寺千九十五番地 | 同 千七百六十番地 | 同 千六百七十五番地 | 同 千七百八十二番地一 | 同 千三百八十三番地 | 同 千三百五十三番地 | 同 千七百番地 | 同 千二百六十八番地 | 同 千三百七十四番地一 | 高木千三百八十八番地 | 同 千三十一番地 | 大字清河寺千二十九番地 | 同 五丁目八百八十六番地 | 同 三橋六丁目千三百六十九番地 | 同 大字清河寺千六十番地 | 同 宮前町千八百二十一番地二 |

# 告示

## 埼玉県告示第五百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青毛堀用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

| 職名 | 氏名   | 住所                |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 本多健治 | 埼玉県久喜市鷲宮四八六番地     |
| 同  | 飯塚光男 | 同 加須市戸崎千四百七十六番地   |
| 同  | 山根一二 | 同 馬内六百十二番地一       |
| 同  | 木村重雄 | 同 久下五丁目二百八十三番地    |
| 同  | 松村晃明 | 同 阿良川九百四十二番地      |
| 同  | 熊倉孝夫 | 同 串作百十八番地一        |
| 同  | 川島達男 | 同 志多見千五百八十四番地     |
| 同  | 田沼勝之 | 同 上高柳三百三十番地       |
| 同  | 齋藤邦夫 | 同 水深二千百三十一番地      |
| 同  | 平澤義夫 | 同 下高柳千三百六十四番地     |
| 同  | 倉田茂  | 同 南大桑五百四十番地       |
| 同  | 樽見義一 | 同 南篠崎七百六十番地一      |
| 同  | 小森由幸 | 同 久喜市鷲宮一丁目十番十三号   |
| 同  | 武井逸郎 | 同 久喜市野久喜三百三十一番地八号 |
| 監事 | 筑元治  | 同 加須市戸崎二百七十二番地    |
| 同  | 田中光壽 | 同 久喜市野久喜七十七番地一    |
| 同  | 早川初男 | 同 加須市平永八百二十三番地一   |
| 同  | 大熊幹夫 | 同 加須市川口千百六十六番地一   |

### 二 退任

| 職名 | 氏名   | 住所                |
|----|------|-------------------|
| 理事 | 本多健治 | 埼玉県久喜市鷲宮四八六番地     |
| 同  | 松本禎晴 | 同 葛梅二丁目十一番地五      |
| 同  | 木村重雄 | 同 加須市久下五丁目二百八十三番地 |
| 同  | 山根一二 | 同 馬内六百十二番地一       |
| 同  | 若旅英雄 | 同 平永六百五十七番地一      |

|               |                |                 |               |                 |                 |                 |                 |                   |               |                 |                 |               |
|---------------|----------------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------------|---------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 同             | 同              | 同               | 監事            | 同               | 同               | 同               | 同               | 同                 | 同             | 同               | 同               | 理事            |
| 田島英世          | 山崎一司           | 福島久進            | 飯塚光男          | 武井逸郎            | 大熊幹夫            | 樽見義一            | 齋藤邦夫            | 石渡義保              | 齋藤勝己          | 蛭間榮重            | 松村晃明            | 田島重次          |
| 同             | 同              | 同               | 同             | 同               | 同               | 同               | 同               | 同                 | 同             | 同               | 同               | 埼玉県加須市串作九百五番地 |
| 加須市船越二百九十九番地二 | 久喜市中妻千四百三十三番地一 | 同<br>礼羽四百七十四番地二 | 加須市戸崎千四百七十六番地 | 久喜市野久喜三百三十一番地八号 | 同<br>川口千百六十六番地一 | 同<br>南篠崎七百六十番地一 | 同<br>水深二千百三十一番地 | 同<br>下高柳千四百六十八番地一 | 同<br>道地千三百八番地 | 同<br>上高柳八百四十五番地 | 同<br>阿良川九百四十二番地 |               |

# 告 示

埼玉県告示第五百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

|                 |  |
|-----------------|--|
| 番号              | 一  |
| 都市計画<br>区域名     | 川口   |
| 市町村名            | 川口市  |
| 都市計画の<br>種類及び名称 | 「都市計画区<br>域の整備、開<br>発及び保全の<br>方針」<br>「区域区分」                                |
| 公聴会             | 期日及び時間<br>平成二十五年<br>五月二十四日<br>午後一時三十<br>分から                                |
|                 | 場 所<br>川口市役所鳩<br>ヶ谷庁舎二階<br>大会議室  |
| 公述申出書           | 提出期間<br>平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                          |
|                 | 提 出 先<br>埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、川口市都<br>市計画部都市<br>計画課                       |
| 都市計画の構想         | 閲覧期間<br>平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                          |
|                 | 閲覧場所<br>埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県さ<br>いたま県土整<br>備事務所、川<br>口市都市計画<br>部都市計画課 |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

# 告 示

埼玉県告示第五百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 番号              | 一   |  |
| 都市計画<br>区域名     | 鴻巣  |  |
| 市町村名            | 鴻巣市   |  |
| 都市計画の<br>種類及び名称 | 「都市計画区<br>域の整備、開<br>発及び保全の<br>方針」<br>「区域区分」 |  |
| 公聴会             | 期日及び時間                                      | 平成二十五年<br>五月二十一日<br>午後一時三十<br>分から                                |
|                 | 場<br>所                                      | 鴻巣市役所第<br>二庁舎二階会<br>議室   |
| 公述申出書           | 提出期間  | 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                        |
|                 | 提出先   | 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、鴻巣市都<br>市整備部都市<br>計画課                      |
| 都市計画の構想         | 閲覧期間  | 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                        |
|                 | 閲覧場所  | 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県北<br>本県土整備事<br>務所、鴻巣市<br>都市整備部都<br>市計画課 |



## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

|  |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 一  | 番号              |  |
| 蓮田   | 都市計画<br>区域名     |  |
| 蓮田市、<br>白岡市  | 市町村名            |  |
| 「都市計画区<br>域の整備、開<br>発及び保全の<br>方針」<br>「区域区分」  | 都市計画の<br>種類及び名称 |  |
| 平成二十五年<br>五月十七日午<br>後一時三十分<br>から   | 公聴会<br>期日及び時間   |  |
| 蓮田市図書館<br>二階視聴覚ホ<br>ール   | 場<br>所          |  |
| 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で  | 公述申出書<br>提出期間   |  |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、蓮田市都<br>市整備部都市<br>計画課、白岡<br>市都市整備部<br>街づくり課                      | 提出先             |  |
| 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で  | 都市計画の構想<br>閲覧期間 |  |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県杉<br>戸県土整備事<br>務所、蓮田市<br>都市整備部都<br>市計画課、白<br>岡市都市整備<br>部街づくり課 | 閲覧場所            |  |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

# 告示

埼玉県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の都市計画主管課

|                 |   |   |
|-----------------|---|---|
| 番号              | 一   |   |
| 都市計画<br>区域名     | 幸手  |   |
| 市町村名            | 幸手市、<br>杉戸町、<br>宮代町                         |   |
| 都市計画の<br>種類及び名称 | 「都市計画区<br>域の整備、開<br>発及び保全の<br>方針」<br>「区域区分」 |   |
| 公聴会             | 期日及び時間                                      | 平成二十五年<br>五月二十二日<br>午後一時三十<br>分から   |
|                 | 場 所   | 幸手市保健福<br>祉総合センタ<br>ー（ウエルス<br>幸手）2階研<br>修室  |
| 公述申出書           | 提出期間  | 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で   |
|                 | 提 出 先                                       | 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、幸手市建<br>設経済部都市<br>計画課、杉戸<br>町都市施設整<br>備課、宮代町<br>まちづくり建<br>設課                      |
| 都市計画の構想         | 閲覧期間  | 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で   |
|                 | 閲覧場所  | 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県杉<br>戸県土整備事<br>務所、幸手市<br>建設経済部都<br>市計画課、杉<br>戸町都市施設<br>整備課、宮代<br>町まちづくり<br>建設課 |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所  
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式  
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
  - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
埼玉県都市整備部市街地整備課  
電話 四八 八三 五三八六
  - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課



|  |                 |  |  |  |  |  |  |         |
|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|---------|
| 一  | 番号              |  |  |  |  |  |  |         |
| 川口   | 都市計画<br>区域名     |  |  |  |  |  |  |         |
| 川口市  | 市町村名            |  |  |  |  |  |  |         |
| 「都市再開発<br>の方針」   | 都市計画の<br>種類及び名称 |  |  |  |  |  |  |         |
| 平成二十五年<br>五月二十四日<br>午後一時三十<br>分から                                  | 期日及び時間          |  |  |  |  |  |  | 公聴会     |
| 川口市役所鳩<br>ヶ谷庁舎二階<br>大会議室   | 場<br>所          |  |  |  |  |  |  |         |
| 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                          | 提出期間            |  |  |  |  |  |  | 公述申出書   |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、川口市都<br>市計画部都市<br>計画課                        | 提出先             |  |  |  |  |  |  |         |
| 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                          | 閲覧期間            |  |  |  |  |  |  | 都市計画の構想 |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県さ<br>いたま県土整<br>備事務所、川<br>口市都市計画<br>部都市計画課 | 閲覧場所            |  |  |  |  |  |  |         |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部住宅課

電話 四八 八三 五五七一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

|  |                 |  |  |  |  |  |  |  |
|--|-----------------|--|--|--|--|--|--|--|
| 一  | 番号              |  |  |  |  |  |  |  |
| 川口   | 都市計画<br>区域名     |  |  |  |  |  |  |  |
| 川口市  | 市町村名            |  |  |  |  |  |  |  |
| 「住宅市街地<br>の開発整備の<br>方針」  | 都市計画の<br>種類及び名称 |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成二十五年<br>五月二十四日<br>午後一時三十<br>分から                                  | 期日及び時間          |  |  |  |  |  |  |  |
| 川口市役所鳩<br>ヶ谷庁舎二階<br>大会議室   | 場<br>所          |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                          | 提出期間            |  |  |  |  |  |  |  |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、川口市都<br>市計画部都市<br>計画課                        | 提出先             |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で                          | 閲覧期間            |  |  |  |  |  |  |  |
| 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県さ<br>いたま県土整<br>備事務所、川<br>口市都市計画<br>部都市計画課 | 閲覧場所            |  |  |  |  |  |  |  |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

- \* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意  
(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。  
(2) かい書で、横書きにしてください。

## 告 示

埼玉県告示第五百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部住宅課

電話 四八 八三 五五七一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所及び町役場の都市計画主管課

|                 |   |
|-----------------|---|
| 番号              | 一   |
| 都市計画<br>区域名     | 幸手  |
| 市町村名            | 幸手市、<br>杉戸町、<br>宮代町   |
| 都市計画の<br>種類及び名称 | 「住宅市街地<br>の開発整備の<br>方針」   |
| 公聴会<br>期日及び時間   | 平成二十五年<br>五月二十二日<br>午後一時三十<br>分から   |
| 場<br>所          | 幸手市保健福<br>祉総合センタ<br>ー（ウエルス<br>幸手）2階研<br>修室  |
| 公述申出書<br>提出期間   | 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で   |
| 提出先             | 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、幸手市建<br>設経済部都市<br>計画課、杉戸<br>町都市施設整<br>備課、宮代町<br>まちづくり建<br>設課                      |
| 都市計画の構想<br>閲覧期間 | 平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で   |
| 閲覧場所            | 埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県杉<br>戸県土整備事<br>務所、幸手市<br>建設経済部都<br>市計画課、杉<br>戸町都市施設<br>整備課、宮代<br>町まちづくり<br>建設課 |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。



# 告 示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部住宅課

電話 四八 八三 五五七一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

|                 |  |
|-----------------|--|
| 番号              | 一  |
| 都市計画<br>区域名     | 蓮田   |
| 市町村名            | 蓮田市、<br>白岡市  |
| 都市計画の<br>種類及び名称 | 「住宅市街地<br>の開発整備の<br>方針」  |
| 公聴会             | 期日及び時間<br>平成二十五年<br>五月十七日午<br>後一時三十分<br>から   |
|                 | 場<br>所<br>蓮田市図書館<br>二階視聴覚ホ<br>ール   |
| 公述申出書           | 提出期間<br>平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で  |
|                 | 提出先<br>埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、蓮田市都<br>市整備部都市<br>計画課、白岡<br>市都市整備部<br>街づくり課                       |
| 都市計画の構想         | 閲覧期間<br>平成二十五年<br>四月十六日か<br>ら平成二十五<br>年五月七日ま<br>で  |
|                 | 閲覧場所<br>埼玉県都市整<br>備部都市計画<br>課、埼玉県杉<br>戸県土整備事<br>務所、蓮田市<br>都市整備部都<br>市計画課、白<br>岡市都市整備<br>部街づくり課 |

## 公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画  
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので  
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)  
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

\* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十五年四月十六日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平 井 登喜雄

|                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 指定番号                   | 第一号                          |
| 指定に係る道路の種類             | 建築基準法第四十二条第一項第五号             |
| 指定の年月日                 | 平成二十五年四月十一日                  |
| 指定に係る道路の位置             | 埼玉県児玉郡上里町大字七本木字三田三千六百五十二番二十六 |
| 指定に係る道路の延長<br>(単位メートル) | 二十六・八五メートル                   |
| 指定に係る道路の幅員<br>(単位メートル) | 四・〇二〇メートル                    |

# 告 示

埼玉県病院事業告示第二十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 394,900リットル

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成25年6月1日から平成25年7月31日まで

### (4) 納入場所

- ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター
- ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター
- エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

### (5) 一連の調達契約に関する事項

- ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 約449,300リットル

平成25年6月

- イ 最初の契約に係る入札公告日

平成25年2月15日

### (6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号  
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 山崎、堀口  
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。（事前に電話により連絡すること。）

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月24日（金）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成25年5月23日（木）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成25年5月24日（金）午後1時10分

開札への立会いは不要とする。

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨



(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成25年5月13日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を前記3(1)の提出場所へ郵送又は持参により提出する。

なお、郵送の場合は、書留郵便に限り、上記期限内に必着とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成25年 4 月22日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 394,9000

(2) Time-limit for tender:

1:00 p.m. May 24, 2013 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. May 23, 2013)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,  
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,  
Saitama-ken 330-0063 Japan  
Telephone: 048-830-5985

# 告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十四条の規定により、平成二十四年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県議会議長 細 田 徳 治

請求の受付件数及び処理件数

| 受付件数 |    | 処理件数        |             |                  | 平成二十五年<br>度への繰<br>越件数 |
|------|----|-------------|-------------|------------------|-----------------------|
| 三三三三 | 件数 | 公開          | 部分公開        | 非公開              |                       |
| —    | 件数 | 計           | 計           | 計                |                       |
| 三三四  | 計  | 一<br>二<br>〇 | 二<br>〇<br>八 | 六<br>三<br>三<br>四 | 〇                     |

# 告 示

埼玉県選管告示第三十七号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十五年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬副次

一 日時 平成二十五年四月二十一日 午後九時

二 場所 秩父市文化体育センター一階アリーナ

# 告 示

埼議選北第一区告示第二号

平成二十五年四月二十一日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（北第一区）における  
選挙会の参観人員を百人に制限する。

平成二十五年四月十六日

埼玉県議会議員補欠選挙北第一区選挙長 山口泰廣

# 告示

埼玉県選管告示第三十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年四月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

| 種別       | 施設の開設主体及び名称                   | 所在地                  |
|----------|-------------------------------|----------------------|
| 介護老人保健施設 | 医療法人社団 葵会<br>介護老人保健施設 葵の園・大宮  | 埼玉県さいたま市西区清河寺六百八十五―一 |
| 老人ホーム    | 社会福祉法人 白鳩会<br>特別養護老人ホーム さくらの里 | 埼玉県川口市大字峯八百八十八番一     |